

# 会 議 録

## 1 会議名

上越市入札監視委員会 第2回会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 【報告】

- (1) 発注状況について（公開）
- (2) 指名停止措置状況について（公開）

### 【審議】

抽出案件の審議について（公開）

## 3 開催日時

平成27年9月3日（木）午後1時30分から午後3時40分まで

## 4 開催場所

上越市ガス水道局 4階 401会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：今本啓介、笹川香織、田中雅博、山田耕司、山田昌子
- ・事務局：高橋財務部長

契約検査課：佐藤課長、廣田副課長、石野係長、太田係長

福祉課：佐藤主任、教育総務課：坪井副課長、荻谷主任、

柿崎区総合事務所：小山班長、用地管財課：歌川係長、市村主任、

広報対話課：小池係長

ガス水道局総務課：平野課長、田村副課長、森口係長

ガス水道局浄水課：草間課長、井澤副課長

## 8 発言の内容

### 【あいさつ】

今本委員長： 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今年度の委員会も2回目ということになり、私を含めて新しい方も慣れてきたころだと思います。入札監視委員会ということで、有意義な議論が

できればと思っております。本日2時間程と思いますがよろしくお願ひ  
します。

## 【報告】

### (1) 発注状況について

佐藤課長： 資料1（上越市発注分）に基づき説明

市の工事に関しましては、今年度から制度変更がございまして制限付き一般競争入札の対象を5,000万円から2,000万円に拡大しました。そのため、昨年度に比べて制限付き一般競争入札の件数が増加して、指名競争入札の件数が減少しています。6月30日までの発注状況ですけれども、年間発注件数を約440件程度と見込んでいるのですが、そのうち約150件発注していきまして、発注割合は34%程度となっています。委託の発注割合に関しましては、年間発注件数が400件程度と想定していません。6月30日まで119件の発注を行っており、大体3割程度の発注割合と考えています。物品・印刷・賃貸借につきましては、制限付き一般競争入札が1件ありますが、これに関してはロータリ除雪車の購入です。これは国内でも取扱業者が2者程度しかいないことから、広く競争するという趣旨で制限付き一般競争入札を実施しました。発注割合に関しましては、年間発注件数を1,000件程度と想定していますので、大体5割程度の発注が済んでいると考えています。

平野課長： 資料1-2（上越市ガス水道局発注分）に基づき説明

ガス水道局ではガス水道本支管工事が発注件数の約7割を占めています。工事の平均落札率につきましては、90.44%で前年度との比較で、1.24ポイント低下しています。委託ですが、平均落札率につきまして91.61%ということで前年度との比較で16.32ポイント上昇しています。こちらにつきましては、前年度に水道メーターの修理再検定の委託がございまして、その落札率が44%台とかなり低かったことが原因と考えられ、今年度はその発注が無いとため落札率が上昇していると考えています。物品・印刷・賃貸借ですが、平均落札率につきましては86.24%で前年度より6.51ポイント上昇していますが、こちらも昨年度水道メーターの関係で落札率の低い物品があった影響から、今年度落札率が上昇

しているものです。

今本委員長： 今の事務局の説明に対して質問、意見ありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

## (2) 指名停止措置状況について

佐藤課長： 資料2に基づき説明

指名停止期間の算定の仕方につきましては、市の指名停止措置要領に基づきます。本件の業者はいずれも公正取引委員会に対して自主的に行為の報告を行っておりまして、そういった業者については指名停止期間の2分の1を減免するという基準になっていることから、指名停止期間は1か月間となります。㈱クボタは今回の違反行為の過去3年以内に当市から指名停止措置処分を受けていることから、基準により処分期間が2倍になっているものです。

今本委員長： 指名停止については、上越市だけで適用されるということですか。

平野課長： ガス水道局も、指名停止措置要領によりまして同様の措置を行っております。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

## 【審議】

### 抽出案件の審議について

今本委員長： まず、前回の委員会で未回答であった事項について、事務局から説明していただきます。

佐藤課長： 平成26年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その4）委託案件追加資料に基づき説明

前回の委員会で審議いただきました平成26年度燃やせるごみ指定袋作製業務委託ですが、バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の作製業務に関しまして、当該製品のようなものを他の自治体で製造していないか、また価格の比較はできないか、という質問がございまして、調べた上で回答させていただきますとお答えさせていただきました。前回の会議後に担当課の生活環境課の方で調べたところ、当市の製品と全く同じ製品を使用

している自治体はございませんでしたが、同様に生分解性の素材を使ったごみ袋を使用している自治体が京都の京丹後市と北海道の音更町の2団体ありました。それぞれ寸法については違いがあるようですが、近い額の製品同士で比較をしてみますと燃やせるごみの指定袋の45リットルの方につきましては、当市の金額が14円50銭に対しまして、他の自治体では約21円で、7円ほど当市の方が安くなっていますし、10リットルの袋につきましては、ほぼ同額ということでした。前回も説明させていただきましたが、市ではごみの減量やリサイクルの推進といった地球環境負荷の低減を施策として取組んでいます。またバイオマスプラスチックの製造につきましても、国の補助金等を利用しながら事業者の支援と新たな産業の育成に取り組んでいるところです。以上から、バイオマスプラスチックを原材料とするごみ袋につきましては、当市の施策に沿ったものでありますし、金額的にも妥当であると考えているところです。

今本委員長： 今の事務局の説明に対して質問、意見ありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 特になければ本日の抽出案件の審議に移りたいと思います。今回私の方で10件抽出させていただきました。抽出理由については資料の下のところに書いておりますので参照いただければと思います。理由の補足がある場合は事務局の説明の前に私の方でさせていただこうと思います。審議の方は各案件について事務局の概要説明ののち、委員の皆さんからご質問いただき、事務局が回答する形で進めていきます。なお、今回から案件の担当部局の担当者から同席いただき、質問にお答えいただくことになりました。ご担当の方は発言の際に部署名と名前を言っていただいたのち、回答をお願いします。案件審議の順番については、同じ担当課の案件をまとめて審議したいと思います。

#### <No.1 上越リゾートセンターくるみ家族園冷温水発生機等取替 工事>

廣田副課長： 資料3 (No.1) に基づき説明

この入札について参考見積りを徴した業者は、(株)高菱と(株)サトコウです。抽出理由は、落札率が非常に低いことから予定価格自体に問題がなかったのかということです。これについては予定価格と1位と2位の入札額とが

近い額であること、低入札調査における聞取の中でメーカーとの交渉により機器の価格を抑えることができること、という理由で落札するに至りました。ちなみにこの施設のもともとの施工業者は(株)高菱でありまして、ずっとメンテナンスをしている業者ですし、今後も同様にメンテナンス等に携わりたいという意欲があつてのことと推察されます。

今本委員長： もともと参考見積りの時に、(株)高菱はどの程度の額で出してきたのですか。

廣田副課長： 予定価格と同じ金額です。

今本委員長： そこからだいぶ引いたということですね。(株)サトコウも同じような参考見積額ですか。

廣田副課長： (株)サトコウの出した参考見積額は4,400万円です。

佐藤主任： 今の説明の中で補足させていただきたいと思います。本工事は冷温水発生機等という工事名としているのですが、もともと私どもが考えていたのは冷温水発生機と濾過器とを別に予算取りをして、別々の工事として発注することでした。ただ実際の発注に向けた話をしていく中で、二つを合わせて入札をした方が工期の面でも経費の面でも効率良くできるのではないかというお話をいただいて、このような形で発注させていただいたものです。結果的に別々で発注するよりもメリットが生まれたと考えています。

今本委員長： 同じにした方が工事も1回で済むということですね。もともとはこの工事を別々に発注するというので参考見積りを取っていたのですか。

佐藤主任： もともとは別の工事ということで取ったのですが、工期等を考えて合わせて発注した方が効率的という判断をして一つの工事として発注しました。

今本委員長： 何か意見ありましたらお願いします。

笹川委員： もともと別の工事だったが、一緒にした方がいいということで一体にしたというお話でしたが、参考見積額はもともと別々にとった見積りの金額を合計したものではなく、話が途中で変わって一体化した後で改めてとった見積りの金額ということでよろしいですか。

廣田副課長： 今の話ちょっと誤解があると思います。あくまで担当課の構想の中で分けるという考えがあつたという風にご理解をいただきたいと思います。実際契約に入る段階では、一つの工事として契約事務に入るということでしたので、この見積金額は工事を一体にして進めることを決めてから取った

参考見積りの金額ということです。

今本委員長：　ということはこの予定価格というのは別に二つの参考見積りを合計したわけではないということですか。

廣田副課長：　資料にある工事概要そのもので見積もった金額でございます。

山田(昌)委員：　機械の値段が安くなったということですが、冷温水発生機の撤去というのは人件費になるのですよね。その人件費部分の価格にそんなに差はなく、ただ機械だけの値段が下がってこれだけの差が出たということでしょうか。

佐藤主任：　低入札ヒヤリングの際に、落札業者の方からこの時期は春の忙しい時期がひと段落して、工期に余裕があり人の調達も問題なくできるため人件費の圧縮が可能であるということでした。

今本委員長：　もともと工期自体は決まっていますよね。そうするとそのことは当初から予測可能なような気がします。入札の際に人件費部分の金額が少なくて済むということはあるのですか。

廣田副課長：　工期そのものは、工事によって標準的な期間が決まっています。これは発注時期の問題だろうと思います。担当の方で精査して契約事務に臨む書類をもって来る時期が4月の早いうちだったので、早めに業者が決まって工事に取り掛かることができたことが原因であろうと思います。これが遅れて、6月や7月になり業者もいろいろな工事を抱えるようになると、今回のように人的な調達が難しいということが考えられます。年度当初の早いうちでの落札決定であったため人件費の圧縮ができたということがこの話の要旨です。

佐藤主任：　補足ですが、温浴施設ですのでこの工事を行うにあたっては休館日をとらないといけないということがありまして、実際の工期は6月19日から5日間くらいの中でやっております。その実際の工事時期を打ち合せの中で設定するのですが、業者はその施工時期に時間的な余裕があるということでした。

山田副委員長：　参考見積りを徴されたのはどの業者でしょうか

廣田副課長：　参考見積業者は、(株)高菱と(株)サトコウです。

山田副委員長：　(株)高菱は、ほぼ予定価格と同じ金額で見積もったとのことですが、その参考見積額の情報は他の業者には伝わらないということですか。

廣田副課長： はい。

山田副委員長： 自分の情報を他に開示するのは自由ということですか。

廣田副課長： 参考見積りを出した業者が、その情報を他の業者に出すことまでは承知していません。

山田副委員長： そうなってくると、例えば見積もった業者が自分の参考見積額をあらかじめ他の業者に伝えた上で入札に臨み、落札するとすれば、参考見積りの情報を出すことが、落札への有利な手段として扱われる可能性があるのかなと思います。今回(株)高菱が参考見積りを出した時点である程度自分に有利な状況であるということが分かっていたのではないかと思いますので、見積段階でそこら辺のチェックはしていただきたいと思います。また、本件は見積額と入札額が明らかに違っています。(株)高菱が参考見積りを出していないというのであれば、この入札金額はあるのかもしれませんが、事前に(株)高菱が参考見積りを出しているという状況の中で1, 580万円という入札額を提示したというのはちょっと不思議だという印象を持ちます。

廣田副課長： 予定価格は入札が終わった後に公表になります。今おっしゃられたことですが、業者は自分自身が参考見積額をいくらで出したかというものは分かると思いますが、それが予定価格の参考になったかどうかということは入札が終わった後ではないと分かりません。予定価格の事後公表という仕組みがありますので業者の秘匿性は高いと考えます。

山田副委員長： 秘匿性は全く問題ではありません。参考見積情報を他の業者に出すことが入札における一つの駆け引きの材料になる可能性はないのかと思ひまして発言したものです。

今本委員長： 私もその点はどうも言葉にできなさそうだったので質問を控えたのですが、おそらく(株)高菱がもともとメンテナンスをしていたということで、他の業者としては1番(株)高菱の動きが気になるころだと思います。参考見積りをどの業者から取るかということは、公表されないと思うのですが、状況的に予測は大分つくと思います。そういう中で入札になって全然違う価格を提示してくるというのはちょっとすっきりしない印象があります。おそらくこれに対する規制はないと思いますので仕方が無いのかなと思いますが、その辺りいかがですか。

廣田副課長： ご指摘のとおり、あとは業者の中の話になるということで市役所として

それ以上知ることができないわけですが、業者の中にも参考見積りを標準的な額で見積もる業者がおり、また、ある程度自分が応札する額をにらんで参考見積りを出される業者もいまして、これには一定の方向性はありません。昨年の抽出案件の審議で別の業種で調査をした時に、業者が自分の考えで標準的な金額で参考見積りを出して、実際の入札時に社内でどこまで価格を下げられるかという協議をするという結果もありましたので、その辺は一律には考えられないと思います。業者の方にも事情があろうということをし添えさせていただきます。

今本委員長： 今回のようにもともとやっていた業者に参考見積りをお願いするというのは一般的だとは思いますが、今回のようなこともありますので、その点は多少考慮していただければと思います。

廣田副課長： ご指摘の点につきましては、注意を払っていきたいと思います。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

#### <No.5 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金システム構築等業務 委託>

石野係長： 資料3（No.5）に基づき説明

本件の抽出理由について詳細に説明させていただきます。福祉総合システムですが、富士通(株)が開発したソフトです。こちらのソフトは障害者サービス給付、自立支援給付、児童手当、児童扶養手当等の複数メニューがパッケージとなっているシステムです。今回の子育て世帯臨時特例給付金の対象者が児童手当の受給対象者であり、児童手当業務で使っている情報を運用できることから、今回この福祉総合システムに、給付金業務を行うシステムメニューを追加することとしました。また、この福祉総合システムですが住民基本台帳データ、課税情報、福祉関連情報や学齢情報等が入っている連携データベースシステムから情報を集約していただき、この連携データベースシステムの構築を行っている業者も富士通(株)であることから、富士通(株)との随意契約を締結することとなりました。

今本委員長： 今の事務局の説明に対して質問、意見がありましたらお願いします。

笹川委員： 業務場所が三和区総合事務所2階となっているのですが、合併する前の区ごとにシステムが違うということですか。



石野係長： システムは同じですが、業務自体を三和区総合事務所でやっているものです。

笹川委員： そのシステムを使って全上越市の業務を行っているのですか。

石野係長： はい。そうです。

山田(昌)委員： 今後もこのシステムがちょっと変わるという場合には、富士通(株)が業務をするという形になるということですね。

石野係長： どの程度システムを改修するかによるのですが、富士通(株)に一者随契する可能性はあると思います。

今本委員長： もともと連携データベースシステムが富士通(株)のものであって、それでいかにざるを得ないという感じですか。

石野係長： どちらかというところですね。

今本委員長： 業者を変えらるとなると全部変えなければいけないということですね。システム更新があれば、その時検討するというところでいいですか。

石野係長： 専門的な話になるとシステムの担当課に照会しながら業務を進めると思いますが可能性としては1から作り直すという形をとらざるを得ないと思います。

今本委員長： こういう業務を行う業者にとっては初めをとるといのはかなり重要なことなのでしょうね。

石野係長： 結果的にはそうだと思います。

今本委員長： 他に何かありますか。

全委員： (意見なし)

## <No.2 高田幼稚園給食室エアコン設置 工事>

廣田副課長： 資料3 (No.2) に基づき説明

こちらの案件は、(株)高菱と(株)関原工業所から参考見積りをとっています。抽出理由の落札率が高いのではないかとということで、逆にいうと予定価格と近いところで競争が行われているということですが、先ほどお話しした実際の応札額に近いところで参考見積りを出した結果であると考えています。平成26年度の管業者が行ったエアコン工事の平均落札率が79%位なのですが、16件ほどあるうちの全てが79%に固まっているわけではなく、高いものは99%位の落札率であったり、低いものは66%位であ

ったりで、これには一定の方向性を見出すことはできません。業者が取引先から仕入れをする時期や、取引先との関係があると思いますが、いずれにせよ一定の方向性を申上げることはできません。

今本委員長： エアコンの場合、前回の会議や先ほどの事案でも機器の値引きがあつて落札率が低くなることがあるという話があつたのですが、今回は前にあつたエアコンを変えるという工事ではないという理解でいいですか。

荻谷主任： 今回の工事につきましては、新規のエアコン設置工事です。

山田(昌)委員： No.1では実際の工期は5日間ほどということでした。今回は工期90日間とありますが実際の工期はそんなにはかからず、また金額の差はエアコンの値引きによる差だと考えてよろしいですか。

荻谷主任： エアコン本体価格の割合が大きいいため、値引きによる金額の差もあると思います。また、工事の完成日は8月27日ですが、実際に現場で作業した日数は5日間程度です。

今本委員長： 先ほどの事案でも(株)高菱が出てきました。これはたまたまなのかもしれませんが、参考見積業者を選定する時の基準はあるのでしょうか。

荻谷主任： 今回の参考見積りは、高田幼稚園の機械設備工事や緊急修繕等で現場を見ていただいたことのある業者にお願いしました。

今本委員長： 他に質問ありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

### <No.3 頸北斎場火葬炉動力制御盤内部機器他交換修繕 工事>

廣田副課長： 資料3 (No.3) に基づき説明

抽出案件の理由は、特殊な修繕工事においてどの程度の会社が指名競争入札に参加できるかということでした。まず斎場の機器ですが、斎場ごとに導入業者が違っており、それぞれ独自の設計により独自の機器が導入されています。また、多くの場合それぞれの斎場の機器を導入した業者が機器のメンテナンスをにらんで指名の参加申請をされることが多いかと思えます。その中で今回一者随契ではないということですが、担当の方で導入業者の他に県内で同種の登録のある業者を探した結果、2者での競争入札を実施したということです。汎用の電気や機械設備は元施工業者が対応しますが、こういった機器は対応できないということで火葬場の特殊な技

術をお持ちの業者を指名したという状況です。

今本委員長： 資料の2の業者が辞退されたということで、この斎場は資料の1の業者の設計だということを業者間でも分かっていたところもあったという理解でいいですか。

廣田副課長： 推測では、やはり独自のものであるということは十分業者間で認識のあるところだと思います。

今本委員長： 逆にいうと、一者随契でもよかった事案という可能性はありますか。

廣田副課長： ご指摘のとおり、この案件も独自の設計によるということで随意契約を適用させられる可能性があったと思います。ですが競争ということで施工可能な業者を見つけて競争したものです。

今本委員長： 競争されたということでそこは評価をすべきということかも分からないですね。他に何かありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

#### <No.4 木田第1庁舎2階喫煙所改修 工事>

廣田副課長： 資料3（No.4）に基づき説明

外で作業をするために仮設の足場の設置が必要なのですが、それが既に庁舎の外壁改修のために設置されているということ、それからそもそも庁舎の施工業者がこの業者ですので内容的にも構造等を熟知しているということ、それから本業者が外壁の工事をしており工程調整も容易であるということからこちらの業者に一者随契したということです。

今本委員長： 今の事務局の説明に対して質問、意見ありましたらお願いします。

山田副委員長： これはどなたが利用される喫煙所なのでしょうか。

廣田副課長： 喫煙所は、職員と庁舎においでになられた一般の方ということになります。

今本委員長： これは外壁改修の時にもともとあった喫煙所を改修する工事であるという理解でよいですか。

廣田副課長： はい。喫煙所を改修するという工事です。

今本委員長： ということは喫煙所というのは色々な形があって、もともと古い建物だと喫煙所という発想自体が無いでしょうから、後付けで衝立のようなもので密閉するというような場合があるかと思いますが、そういう形の喫煙所

ではなかったということですか。

歌川係長： 私どものコンセプトとして、厚生労働省のガイドラインに沿った形で整備をしたいということがまずありました。その上でもともと第1庁舎の5階と2階と地下、及び第2庁舎と第3庁舎にそれぞれ1か所ずつの合計5か所にあった喫煙所を第1庁舎2階の1か所に集約したものです。併せて、喫煙所にある休憩所を含めた形で改修をするという工事をしました。ご質問については、パーティション等で間仕切りをし、分煙をしたうえで換気的能力をアップして、しっかりと密閉したものを作り上げました。

田中委員： 喫煙所は私も時々使わせてもらっているのですが、このような工事はとても喜ばしいことと思います。この喫煙所は職員の方に関わらず一般市民の方も使っています。見積合せをしているということなのですが、どこを見積合せをしているのでしょうか。

廣田副課長： 契約の専門用語のような分かりにくい言い方で申し訳ありません。見積合せというのは一者随契を含めて見積り合わせと言っています。

田中委員： 相見積りではないということですね。そうするとこの金額が、1者の言うとおりのものしか出てきませんので、この金額が妥当か妥当でないのかというのは何かで担保する方法はあるのでしょうか。市の方で基準価格等のもとになる価格があって、この326万円であれば妥当だと判断したのでしょうか。

廣田副課長： 業者に新たに足場を設置させることなく、今ある仮設足場を共有できるという点で、この1者から出てきた金額についてある程度信用したところで、実際の工事内容については担当の方で技術的な部分の中で考慮しながら一定の妥当性は確保していると思います。ですがきちんとした見積り合わせをしていないという点では、完全に担保されていると申し上げることはできません。ご指摘のとおりだと思います。

山田副委員長： 色々な契約があるでしょうけども契約課の方で契約自体が問題だという意見を言うことはあるのでしょうか。契約するか否かは各担当課で判断する、契約課は来たものに関して形式的にチェックをするものと考えてよろしいですか。

廣田副課長： 契約をするとなると担当の方で事前の資料、経費等精査したものを契約課に提出します。ご指摘ですが、契約課で一者随契にふさわしいのか、この

契約はこれでいいのかという審査して発注の手続きをとっているものです。

山田副委員長： 入札に直接関係ないとは思いますが、上越市では受益者負担ということで各施設の利用料を10月から値上げしています。また各団体の減免に関しても大幅な改定を予定されているとなっています。これに関しては公益性が非常に大きなポイントとして挙げられているわけですが喫煙所の設置に公益性があるのですか。先ほどお伺いしましたが、職員や来庁者のために325万円の税金が使われているということでしたが、公益性の観点のチェックはされないのですか。

高橋財務部長： これは契約課の問題というより政策的なご視点からの質問だと思いますが当市の喫煙所の整備については予算に計上して議会の審議を経て予算措置された上での執行となっていますので、少なくとも予算審議というフィルターを通して位置づけしているものだと思います。市税を投入して改修したことは事実ですが、公益性については私どもも必要だと思っていますし、しっかり審議されたうえで設置していると考えています。

山田副委員長： 用地管財課においては受益者負担ということも考えていいのではないかと思います。

高橋財務部長： 用地管財課も私の部署ですので私から回答しますが、ご質問は利用者から料金を取ったらどうかという趣旨の質問だと思います。喫煙所については休憩室と喫煙室を兼ねた部屋ということで、福利厚生という観点、それから訪れた市民の方が喫煙する場所を確保するという観点でお金をいただくという考えはございません。

田中委員： 市議会等で某市会議員が毎回喫煙所について、いらないのではないかとというご意見がございまして、市長さん以下色々回答されているのですが、結果的には喫煙所は必要で、設置して使えるようにということで議会の承認がされているように思います。ただ、そのこと自体は直接入札監視委員会としての議題ではないかと思えます。市当局、議会当局でもそういった喫煙所は必要かという議論は何回も、何年越しでなされているもので、これからも政治判断等あるかと思えますが、そんな状況もあるということでお話しさせていただきます。

今本委員長： 衝立で仕切られたものを実際私も見ておらず、想像で話しているのは申し訳ないのですが、後付けで喫煙所を設置している施設の場合にこの外壁

の業者とそこまでリンクをさせないといけない理由というのがいまいち分からないというところがあります。多分建物に喫煙室があり、喫煙所であるという風に設計図が書かれているという状況では、こういった業者に改修を依頼するのもいいと思うのですが、衝立のようなものの場合、別の業者でもそこまで支障が無いのではないかと思いますか。

高橋財務部長： 内部工事であれば委員長のおっしゃるとおりかもしれないのですが今回はダクトの工事も併せて行っておりまして、それは建物の外から足場を組んで、そこからのダクト設置工事をしなければならないという事情がありました。したがって、現在足場を設置して外壁工事を行っている業者と契約し、既に組まれている足場を利用しながら工事を施工することが、経費的にも工程調整的にも有利ということです。

今本委員長： ダクトはもともとあるわけですね。

高橋財務部長： あったのですが、この工事でダクトの向きを変えたり、ダクトそのものの改修を行ったりしました。もともと壁に穴は開いていたのですがそこを工事するためには、新たに足場を組むよりは、もともと足場を組まれている状況で工事をした方が経済的に有利になるという趣旨です。もし、この会が終わってお時間があれば寄っていただければとは思っていますけれどもどうでしょうか。

今本委員長： ありがとうございます。

田中委員： 外壁工事とこの工事とを一体でやればよかったのではないのでしょうか。そうすればこの問題は発生しないのではないのでしょうか。

高橋財務部長： 外壁工事そのものは非常に工期が長く、足かけ2年くらいかかるという工事で、外壁工事を発注した翌年にこの喫煙所の改修を行うという計画でしたので、当初から一緒に行うことは想定されていませんでした。

今本委員長： 外壁改修というのは耐震工事とは別なのですか。

高橋財務部長： 耐震工事とは別です。外壁タイルの一部張り替えと、サッシの入れ替えということになっています。

今本委員長： 今回こういう工事がまた入ってきたということで、足場があるから使っ  
てしまおうということですが、そういうことがまたあるとすると、足場を組んだ会社が有利になってくるというか他にも別の契約を取れる可能性が出てくるというような懸念があるのですがその点はどうですか。

高橋財務部長： 多分にそのようなことは起きうるとは思います。今回はタイミング的にちょうど足場を使えるということはあったと思いますが、常にそういうことになるかというケースバイケースです。

今本委員長： わかりました。他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

#### <No.6 ホームページ再構築業務 委託>

石野係長： 資料3 (No.6) に基づき説明

選定理由ですが、この業務を行うにあたってプログラムの改修が必要になることから、構築及び現在保守管理を行っているこの業者に委託することが適切であり、財務規則により競争入札に適しないものと考えられたため、JCCソフト㈱を選定して随意契約を締結しました。今回の抽出理由に対して説明します。ホームページ管理システムにつきましてはJCCソフト㈱が上越市向けに構築したものです。今回の業務によってプログラムの改修が必要になることから、当初のシステムを構築したJCCソフト㈱に委託することによって安定性が担保されると考え一者随契させていただきました。

今本委員長： 今の事務局の説明に対して質問、意見ありましたらお願いします。

山田(昌)委員： 先ほどの富士通㈱と一緒に、今後も色々あるたびにJCCソフト㈱に業務を委託していくというものなのではないのでしょうか。他の業者が入ることはないのでしょうか。

小池係長： 現在使っているホームページは平成22年度にリニューアルをするということで、プロポーザルでJCCソフト㈱が選ばれてこれまで5年間使っています。今回はコンピュータ機器及びソフトのリース期間、ライセンス期間が切れるということで更新するのですが、市ホームページに関してはプロポーザル時に同社から提案されたCMSソフト、いわゆる一つの商品を使っていますので、今後も保守管理、または何か改修等生じればJCCソフト㈱にお願いするということを考えています。

今本委員長： 平成22年度のプロポーザル時の業務期間はどれくらいでしたか。

小池係長： 5年間です。

今本委員長： 5年後にどうするかというのはその時は決めていなかったのですか。

小池係長： それは当然5年後の状況を見てどのような方針にするかということであった訳ですが、これまで市政モニターアンケートで市民の声を聴いたりした中では、概ね良い評価をいただいていた。更新の方法には色々あって全てゼロベースで業者も変えてCMSのソフトも変えてやるということも検討いたしました。色々な方法を検討する中で経費面、市民の声などを勘案して、現時点において更新が望ましいということで判断したものです。

今本委員長： 改修がどの程度のものなのか分かりませんが、全面的な改修ということになるのであれば、もう一度プロポーザルで募集するというのも可能だったと思うのですが、その辺りはどうですか。

小池係長： 今回は全面的な改修ではございません。もう少し詳しく説明しますと、CMSソフトというのは全国で20も30もの商品、種類があるのですが、平成22年度に当市が採用したソフトは愛媛県の会社が作ったものです。ホームページの掲載業務等は平成22年度以前まで広報対話課一括で作業をしていたのですが、CMSソフトの導入によって各課が作業できるようになりました。導入から5年間が経過し、ようやく各課の職員も操作に慣れて順調に業務ができるようになっており、また、特段CMSソフトの使い勝手に大きな問題もありませんでしたので今後もこれを使い続けようということになりました。

今本委員長： ホームページの業務の場合、一者随契の方が効率的なところがあるとは思いますが、一応先ほどの斎場の件もありましたように、できるだけ競争するような方向の方がいいのかなという気はちょっとしています。その方が価格ももうちょっと下げられると思いました。

小池係長： コンピュータ類については広報対話課の職員も完全なプロではございませんので、新しいコンピュータを入れたり更新したりする際には、市役所内の情報管理担当部署にあらかじめ設計協議や導入協議を行います。その際に参考見積額及びその内訳についても、私たちより専門的な目でチェックはしています。

今本委員長： わかりました。他に何かありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）



太田係長： 資料3（No.7）に基づき説明

業者選定につきましては、上越市建築設計協同組合との随意契約としました。理由ですが、有田地区新設小学校の基本設計を指名競争入札により平成25年度に行いました。基本設計にあたっては敷地、立地条件や建築基準法などの法律に照らしながら作業をすることはもちろん、市や関係者からの意見を取り入れながら作業を行いましたが、実施設計においてはその基本設計の考えを速やかに実施設計に移行することが重要と考え、そのためには基本設計の受託業者が行うことが最も適していると判断し、随意契約としました。予定価格につきましては参考見積りをとったわけではなく、設計書を作成し、その設計額をもとに予定価格を作っておりますので上越市建築設計協同組合から参考見積りを取ったということではございません。

今本委員長： 私が理由で書いていることに誤解があったようで失礼しました。もともとは指名競争入札だったということですね。

太田係長： 基本設計の段階ではそうでした。

田中委員： 上越市建築設計協同組合というのはどういう組織なのですか。

太田係長： 市内の建築事務所が20社ほど集まって構成されている団体です。

田中委員： そういう団体でも、業務を請負うことができるのですか。というのは上越市建設業協会という団体があるのですが、この方法で発注できるとすれば建設業協会ですべて請け負って業者に自分たちの裁量で事業をさせるということも可能になると思います。それだと入札制度そのものがおかしくなりますので、これは根幹にかかわる問題ではないかと思います。建築設計協同組合に出してその組合が加盟する事業者には業務をさせるというものでしょうか。また、そうであるとすれば市の指名制度に該当しないのではないかと思います。

太田係長： 設計協同組合は上越市だけでなく長岡市、新潟市などにそれぞれあり、官公需適格組合として国が発注可能と位置付けている団体です。また、上越市建築設計協同組合からは入札参加の申請もあり、入札参加者名簿に登録しています。建設業協会につきましては任意団体ですのでそこには設計協同組合のような法人格は無いことから、発注はしません。

田中委員： 国で指定されていて法人格もあるということですね。設計協同組合に入っ

ている業者は、自分で手を挙げて入札に参加したいと考えても、それを拒む形になってしまう可能性はありませんか。

太田係長： 平成27年度からは、建物の設計では設計協同組合を指名せず、設計協同組合の会員個々を指名して入札する形に代えており、設計協同組合に加盟されていない事務所も含めて8者から12者の間で、競争入札をしています。

今本委員長： もともとの基本設計の指名競争の段階では設計協同組合に入っていない設計会社も入札に指名されていたのですか。

太田係長： 指名していました。

今本委員長： 最後の説明が少し分かりにくかったのですが、平成27年度から設計協同組合を指名業者から外したということですか。

太田係長： 耐震設計業務では設計協同組合を指名するのですが、建物の設計業務は設計協同組合を指名せず、個々の設計事務所を指名することとしています。

今本委員長： 体育館棟の建築というのは、もともとの基本設計には入っていないくて、体育館やその他施設は基本設計をした業者に発注することに決まっていたということですか。

太田係長： 基本設計は本校舎の他にプール、体育館も含めて、平面図作成と概算の工事費等を算定しました。実施設計は基本設計を基に工事の発注にあたって、建築業者に示す細かい設計図を作る業務です。この案件は平成25年度に基本設計、平成26年度に校舎の実施設計、平成27年度に体育館の実施設計をして、来年度から工事着工ということになります。

今本委員長： わかりました。他に何かありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

#### <No.8 舗装本復旧 工事>

森口係長： 資料3（No.8）に基づき説明

抽出いただいた理由ですが、舗装本復旧について指名競争入札を採用している理由を知りたいということですが、舗装本復旧等のガス水道本支管工事以外の建設工事は予定価格が2,000万円以上は制限付き一般競争入札、予定価格2,000万円未満は指名競争入札で入札を執行しています。本案件は予定価格518万円で、予定価格が2,000万円未満と

いうことで、指名競争入札で入札を執行している案件です。

今本委員長： 2, 000万円未満だから指名競争入札ということですね。落札率の状況については、大体こういう数字で妥当という理解でいいでしょうか。

森口係長： そうですね。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

<No.9 城山浄水場No.1 沈澱池コーナースクレーパー点検整備 工事>

森口係長： 資料3 (No.9) に基づき説明

抽出いただいた理由として、落札率が高いということですが、今回仕様書発注ということで複数者からの参考見積りをもとに予定価格を算定しており、(株)大岩マシナリー、(株)井上商会、田辺工業(株)から参考見積りをいただいています。当該工事は機器の補修にあたり現地で寸法を実寸し、工場で器具の製作を行って、現地で取り付けを行うという工事として、自社工事での比率が高いことから事前に徴した参考見積りの精度が高く、実際の入札では値引き率がほとんどなかったことから落札率が高くなったと推測しています。

今本委員長： これは既製品ではなくて自分が作った機械だからということでしょうか。

森口係長： そうです。

山田(昌)委員： 参考見積りを資料の1、2、3番からとられたということですが、皆さん入札では予定価格より大分高い金額が出ているようです。3者の平均を取ったらもうちょっと高くなる感じがするのですがどうでしょうか。2者が490万円、1者だけ460万円で、でも予定価格は465万円ですよ。予定価格は参考見積りの平均で出すということではないのですか。

森口係長： 予定価格については3者から参考見積りをいただいてその中で一番安い金額を予定価格として設定しているものです。

今本委員長： 参考見積り段階で提示した価格よりも上回る価格で入札することも当然ありうるわけですね。

平野課長： それはありうると思います。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

<No.10 加圧脱水機用ダイヤフラム 購入>

森口係長： 資料3（No.10）に基づき説明

今回は複数者からの参考見積りをもとに予定価格を設定しています。汎用品ではなく、既存の脱水機を構成する部品であることから、既存のダイヤフラムと同様の仕様のものが必要でした。そのため製造メーカーが限定されて事前に徴した参考見積りからの値引き率がほとんど無かったことから落札率が高くなったと推測されます。なお、このような物品については案件によって落札率の差が生じており、必ずしも高落札率が通常であるとは言えない状態です。

笹川委員： 選定理由のところですが、資格のある業者が市内本社、営業所業者で合計20者で、そのうち希望する業者が11者だったということでしょうか。20者全部が指名に出てこないところを説明いただければと思います。

森口係長： 物品入札参加資格の希望の申請をいただく時に、項目が複数あるのですが各業者の方で物品の希望順位をそれぞれつけています。その順位が高い順に業者を11者指名しました。水道施設関連機器を希望する業者が市内本社、営業所業者で20者いまして希望順位が高い業者11者を指名している形です。

笹川委員： 希望順位が高いということはどういうことですか。

平野課長： 物品の入札をしたい方は、まず我々に入札に参加させてくださいという申請書を出すのですが、業者が申請書を出す時に今回のような水道施設関連機器を始めとして複数ある物品のうち、その物品を何番目に希望するかという希望順位を付けてこられ、その結果希望順位の高いところが11者ありそれを指名したものです。

笹川委員： 11者は希望順位1位だったのですか。

平野課長： 11者は希望順位3位までつけてきた業者です。

今本委員長： 汎用品ではなく、これらの会社で受注生産するものということですか。

草間課長： 基本的には脱水機メーカーの(株)石垣から物品を購入してきて、製作するものです。

今本委員長： ということはそのメーカーのものを使うということで、業者によって価格も違ってくるということですか。

草間課長：　そういうことです。

今本委員長：　そうであっても特殊なものですので、他の物品と比べると値引きがきかないということでもいいですか。

平野課長：　加圧脱水機自体はそうあるものではないと思いますので、なかなか安くならないとは思いますが。

今本委員長：　その業者のものを使わなければいけないのですか。他にも会社はあるのですか。

平野課長：　加圧脱水機自体が既にあるわけで、その部品ですので同じメーカーのものを使わないといけません。

草間課長：　同じメーカーでも形や材質が違うので、この機械にあったものが必要になります。

今本委員長：　もうその機械が決まっているのでそれを入れざるを得ないということですね。他に何かありましたらお願いします。

全委員：　（意見なし）

## 【その他】

今本委員長：　これで、本日の審議はすべて終了しますが、他に事務局で何かありますか。

佐藤課長：　長時間の審議ありがとうございました。次回の会議ですが、12月を予定しています。詳しい日程につきましては委員長にご相談させていただきまして、早めにご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたしません。また、次回の審議案件の抽出のご担当は笹川委員からお願いします。改めて事務局から連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。

今本委員長：　それでは笹川委員、大変でしょうがよろしくお願いします。それではこれで入札監視委員会第2回会議を終了します。本日はお忙しい中ありがとうございました。

## 9 問合せ先

財務部契約検査課工事契約係

TEL：025-526-5111（内線 1308）

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。